

新濃尾（二期）地区

新木津用水路春日井兵田岩野工区その1 工事

特 別 仕 様 書

（第1回変更）

項 目	内 容	備 考												
第1章 総則	新濃尾（二期）地区新木津用水路春日井兵田岩野工区その1工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。													
第2章 工事内容														
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。													
2. 工事場所	愛知県春日井市大手町、大手田西町及び高山町地内													
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 施工延長 L=37.041m 測点 No.95+21.300 ～ No.95+58.341 内訳： <table><tr><td>水路工</td><td>L=37.041m</td></tr><tr><td>プレキャストL形水路</td><td>L=18.041m</td></tr><tr><td>プレキャストU形水路</td><td>L=19.000m</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>構造物撤去工</td><td>1式</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>1式</td></tr></table>	水路工	L=37.041m	プレキャストL形水路	L=18.041m	プレキャストU形水路	L=19.000m	付帯工	1式	構造物撤去工	1式	仮設工	1式	
水路工	L=37.041m													
プレキャストL形水路	L=18.041m													
プレキャストU形水路	L=19.000m													
付帯工	1式													
構造物撤去工	1式													
仮設工	1式													
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。													
第3章 施工条件		追加												
1. 工程制限	水路内工事は、令和6年10月1日から令和7年3月25日を予定している。													
2. 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている235日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年3月28日（工事完了期限日）まで	変更												
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。													
4. 工事期間中の	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり													

項 目	内 容	備 考															
休業日	標準13日見込んでいる。 なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。																
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。																
7. 部分使用	本工事の水路工は、工事請負契約書第34条第1項に基づき、令和7年3月26日から部分使用をすることを考えている。	追加															
第4章 現場条件																	
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土及び砂質土」を想定している。																
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 なお、仮設ヤードについては関連工事との共同使用としている。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>施 工 時 期</th></tr><tr><td>新木津用水路春日井高山工区（その2）改修工事</td><td>令和5年8月～ 令和8年3月</td></tr></table>	工 事 名	施 工 時 期	新木津用水路春日井高山工区（その2）改修工事	令和5年8月～ 令和8年3月												
工 事 名	施 工 時 期																
新木津用水路春日井高山工区（その2）改修工事	令和5年8月～ 令和8年3月																
3. 第三者に対する措置																	
（1）騒音及び振動対策	1）騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。 2）本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため家屋が近接する箇所において、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。 <table><tr><th>工 種</th><th>対 策 工 法</th><th>備考(作業時間)</th></tr><tr><td>コンクリート取壊し</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr><tr><td>舗装版破碎</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr><tr><td>鋼矢板圧入</td><td>硬質地盤クリア工法</td><td>8時～17時</td></tr><tr><td>鋼矢板引抜</td><td>油圧圧入引抜工法</td><td>8時～17時</td></tr></table>	工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時	鋼矢板圧入	硬質地盤クリア工法	8時～17時	鋼矢板引抜	油圧圧入引抜工法	8時～17時	
工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)															
コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時															
舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時															
鋼矢板圧入	硬質地盤クリア工法	8時～17時															
鋼矢板引抜	油圧圧入引抜工法	8時～17時															
（2）構造物切断工に伴う汚濁	コンクリート及び舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として																

項 目	内 容	備 考																														
水処理 (3) 濁水処理対策	適正に処理しなければならない。 汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。 なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																															
(4) 防塵対策	なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																															
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>辻山橋付近 (市道通行止め時)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>辻山橋付近 (資材搬入時)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>辻山橋上流右岸 (市道通行規制時)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>水路内進入路出入口</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>四ツ家町仮置場 (土砂搬入搬出時)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	辻山橋付近 (市道通行止め時)	1名/日	1名	昼間	無	辻山橋付近 (資材搬入時)	1名/日	1名	昼間	無	辻山橋上流右岸 (市道通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無	水路内進入路出入口	1名/日	1名	昼間	無	四ツ家町仮置場 (土砂搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無	変更
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																												
辻山橋付近 (市道通行止め時)	1名/日	1名	昼間	無																												
辻山橋付近 (資材搬入時)	1名/日	1名	昼間	無																												
辻山橋上流右岸 (市道通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無																												
水路内進入路出入口	1名/日	1名	昼間	無																												
四ツ家町仮置場 (土砂搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無																												
(6) 交通対策	1) 掘削・埋戻、構造物撤去、フェンス撤去等の市道沿いで行う作業については、片側交互通行を想定している。 なお、辻山橋の上下流は両岸同時に片側交互通行にすることができない。 2) 仮設土留工の鋼矢板圧入・引抜作業については、水路沿いの市道を通行止めにするを想定している。 なお、辻山橋の上下流は両岸同時に通行止めにするのができない。 3) 道路管理者及び所轄警察署等との協議・調整により、この計画を変更する場合がある。 4) 上記1)～3)により難しい場合は監督職員と協議するものとする。																															
(7) 地下水対策 (水質検査)	薬液注入工の施工に当たっては、水質検査を行い、水質汚染等が予想される場合は、必要な防止措置を講ずるものとする。 1) 薬液注入工の施工に伴う水質汚染等を未然に防止するため、水質検査は、調査孔を設けて行うものとする。 なお、調査孔の位置、施工方法等については、監督職員と協議調整のうえ、受注者において、施工計画書を作成するものとする。 2) 水質検査項目は、水素イオン濃度（pH値）とする。 3) 水質検査の頻度等は、次のとおりとする。																															

項 目	内 容		備 考											
	項 目		検査頻度等											
	薬液注入作業着手前		1 回											
	薬液注入作業中		毎日 1 回 定時											
	薬液注入工	2 週間まで	毎日 1 回 定時											
	作業終了後	2 週間経過以降、仮締切撤去まで	月 2 回 定時											
	4) 水質検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関において実施する。													
	5) 水質検査項目等を変更する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。													
	4. ゴミ処理対策	本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。												
	5. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。												
	第 5 章 指定仮設													
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。													
2. 工事用道路	現況道路を工事用道路として利用する区間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
3. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
4. 水路内進入路	水路内進入路について、本工事の施工に起因して工事用進入路付近の一般公道路面に損傷、汚損が生じ、補修等が必要となった場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。													
5. 水替工	工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、監督職員に稼働実績を報告するものとする。 なお、排水量は 1 時間当たり 6 m³未満を想定している。													
6. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td><td>採取予定量</td></tr><tr><td>四ツ家町仮置場</td><td>愛知県春日井市四ツ家町地内</td><td>1010m³</td></tr></table> なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。 2) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td><td>仮置き予定量</td></tr><tr><td>四ツ家町仮置場</td><td>愛知県春日井市四ツ家町地内</td><td>354m³</td></tr></table> 3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出		名 称	所 在	採取予定量	四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	1010m³	名 称	所 在	仮置き予定量	四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	354m³
名 称	所 在	採取予定量												
四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	1010m³												
名 称	所 在	仮置き予定量												
四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	354m³												

項 目	内 容	備 考								
7. 金属類受入地	予定量は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定量</th></tr><tr><td>四ツ家町仮置場</td><td>愛知県春日井市四ツ家町地内</td><td>1,576m³</td></tr></table> なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。	名 称	所 在	搬出予定量	四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	1,576m ³			
	名 称	所 在	搬出予定量							
	四ツ家町仮置場	愛知県春日井市四ツ家町地内	1,576m ³							
	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。 なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定金属類</th><th>摘要</th></tr><tr><td>小牧下末仮置場</td><td>小牧市下末地内</td><td>フェンス類等</td><td>撤去物</td></tr></table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物	
	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要						
	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物						
	8. 仮廻し水路	本工区の上流側から常時流下する排水は、工事用水中ポンプφ150mm×2台により仮廻しするものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。								
	9. 仮設排水路	仮廻し水路を超える排水については、現場内を流下させる計画であり、仮締切内に仮設排水路として高密度ポリエチレン管を設置するものとしている。 なお、仮設排水路の流量は 2.72m3/s を想定している	変更							
	10. 土留工	設計図面にに基づき自立式鋼矢板土留工を施工するものとする。 施工は、油圧圧入工法（硬質地盤）によるものとしているが、地質その他施工条件により、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。								
	11. 開削シールド工法	立坑の構造については、土質条件、荷重条件に基づく強度計算、施工方法を検討の上、構造図を提出し監督職員の承認を得なければならない。 なお、立坑の現地条件により土留工の追加等構造を変更する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ対応するものとする。								
12. 薬液注入工	1) 施工に当たっては、「薬液注入工法における建設工事の施工に関する暫定方針（昭和49年 8 月 16 日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長）」、「薬液注入工法の管理について（昭和52年 5 月 19 日付け52構改D第339号）」及び「薬液注入工法の管理に関する通達の適用について（昭和52年 5 月 19 日付け構造改善局建設部長）」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について（平成 2 年10月 9 日付け構造改善局建設部設計課長）」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。 3) 薬液注入工は、二重管ストレーナ工法（複相式）とし、設計図面にに基づき行うものとする。 なお、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 薬液注入工に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ①薬液注入に使用する瞬結性薬液のゲルタイムは数秒から 1 分以内を考えている。 ②注入速度は、16 ㍓/分程度を標準とする。 ③注入圧力は、周辺構造物等に変状を与えないように注入速度を管理									

項 目	内 容				備 考														
第 6 章 工事用地等	しながら、慎重に設定しなければならない。 ④総注入量は、195.474kl を想定している。 また、土質別注入率は砂質土：40.5%、礫質土：36.0%を想定している。 5) 注入管の引き抜きステップは、原則として50cm以内とする。 6) 注入による地盤隆起を防ぐため、作業中は、常に地盤及び注入箇所周辺を観測するとともにゲルタイムの測定を行い、圧力や流量を管理しながら施工しなければならない。 なお、ゲルタイムの測定は、原則として作業開始前、午前、午後の各1回以上行うものとする。 7) 注入作業に際しては、注入孔毎に注入圧力及び注入量を自動記録測定装置により記録し、作業日報とともに監督職員に報告するものとする。 また、地盤の隆起や構造物に異常が発生した場合は、作業を中止し、応急措置を行うとともに監督職員と協議し、その指示に従うものとする。 なお、水素イオン濃度（pH値）の計測は、第4章3の（7）による。 8) 本工事において、注入による改良後の地盤強度及び透水係数の安全性を確認（設計値：地盤強度 70kN/m ² 、透水係数 1×10 ⁻⁴ cm/s）するものとし、その結果について、監督職員に報告するものとする。 ただし、設計値を満たさない場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、改良後の効果確認は、次のとおり行うものとし、地盤強度の確認方法については、監督職員と協議するものとする。 ①注入後コアボーリング φ66mm 1箇所（薬液注入区間のみ） ②現場透水試験 1箇所				変更														
	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																		
	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。																		
	3. 境界杭等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。				変更													
第 7 章 貸与設備等	貸与品は、次のとおりである。																		
1. 貸与品	<table><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管</td><td>ダブル構造, φ800</td><td>m</td><td>104.0</td><td></td></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管継手</td><td>φ800</td><td>個</td><td>20.0</td><td>消耗品除く</td></tr></table>				品 名		規 格	単 位	数 量	備 考	高密度ポリエチレン管	ダブル構造, φ800	m	104.0		高密度ポリエチレン管継手	φ800	個	20.0
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考															
高密度ポリエチレン管	ダブル構造, φ800	m	104.0																
高密度ポリエチレン管継手	φ800	個	20.0	消耗品除く															

項 目		内 容					備 考
第 8 章 工事用電力 第 9 章 工事用材料 1. 規格及び品質		仮設フェンス	H1. 8m×H1. 8m	m	143. 2	付帯工	
		鋼矢板	Ⅳ型, L=11. 0m	枚	19		
		鋼矢板	Ⅳ型, L=12. 0m	枚	21		
	2. 引渡し場所	愛知県春日井市大手町及び愛知県春日井市朝宮町地内					変更
	3. 引渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。					
	4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。					
	第 8 章 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。					
	第 9 章 工事用材料						
	1. 規格及び品質	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン(RC-40) JIS A 5001に準拠する。 2) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112 (SD295) 鋼矢板 JIS A 5528 3) コンクリート二次製品 プレキャストU形水路 農業土木事業協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。 上載荷重：T-25 プレキャストL形水路 JIS A 5372 同等品以上、農業土木事業協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。 上載荷重：T-25 4) 合成樹脂製品 高密度ポリエチレン管 JIS K 6922 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 5) 暗渠排水材					変更
		製 品	材 質	仕 様	備 考		
	暗渠排水材	ポリプロピレン樹脂製	30mm×300mm	全透水性			
	6) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。						
	種 類	呼び強度(N/mm2)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比(%)	セメントの種類による記号	使用目的
	鉄筋コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工、付帯工
	無筋コンクリート	18	8	25又は20 40	65以下	N・BB	水路工、付帯工
	7) 目地及び止水材料						

項 目	内 容				備 考																				
	製 品	材 質	仕 様	備 考																					
	目地板	ゴム発泡体	10mm																						
	シーリング材	ポリウレタン系	常温注入式																						
	止水材	塩化ビニル樹脂製	CF300mm×7mm																						
	止水材	ブチルゴム製	15mm×30mm	反応接着型																					
	止水材	水膨張、 加硫ゴム製	V型15mm×14mm 15mm×20mm																						
	止水材	水膨張、 ウレタンフォーム製	20mm×20mm																						
2. 見本又は資料 提出	8) 薬液注入材 注入材は、水ガラス系注入材（溶液型無機系）JIS K 1408の規定に適合するものとする。																								
	9) 雑資材 大型土のう袋 1 t型																								
3. 監督職員の検 査又は試験	主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合があります。																								
	<table><tr><td>材 料 名</td><td>提 出 物</td></tr><tr><td>土類、砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合計画書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>管類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>承認図、構造計算書、 試験成績書</td></tr><tr><td>目地材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>暗渠排水材</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>カタログ、配合計画書、試験成績書</td></tr></table>					材 料 名	提 出 物	土類、砕石類	試験成績書	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書	鋼材類	試験成績書	管類	カタログ、試験成績書	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、 試験成績書	目地材	カタログ、試験成績書	暗渠排水材	カタログ	薬液注入材	カタログ、配合計画書、試験成績書
	材 料 名	提 出 物																							
	土類、砕石類	試験成績書																							
	生コンクリート	配合計画書																							
	鉄筋	試験成績書																							
	鋼材類	試験成績書																							
	管類	カタログ、試験成績書																							
	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、 試験成績書																							
	目地材	カタログ、試験成績書																							
	暗渠排水材	カタログ																							
薬液注入材	カタログ、配合計画書、試験成績書																								
次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																									
<table><tr><td>材 料 名</td><td>検 査 ・ 試 験 項 目</td><td>備 考</td></tr><tr><td>管類・鉄鋼材類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及び プラント</td></tr><tr><td>薬液注入材料類</td><td>pH、比重、ゲルタイム</td><td>現場搬入時</td></tr></table>					材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時及び プラント	薬液注入材料類	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時						
材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																							
管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																							
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																							
生コンクリート	スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時及び プラント																							
薬液注入材料類	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時																							

項 目	内 容	備 考																				
第10章 施 工																						
1. 一般事項																						
(1) 基準点	1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基Ⅲ－40（EL=26.442m）又は基Ⅲ－41（EL=26.074m）を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。 2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。																					
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。																					
	<table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>遠隔確認対象</th></tr><tr><td>プレキャスト L形水路</td><td>幅、 基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>プレキャスト U形水路</td><td>基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>コンクリート 工</td><td>幅、厚さ、 基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>鉄筋組立</td><td>かぶり、 中心間隔</td><td>1スパン目施工段階 で1箇所、以降構造 変更毎に1箇所</td><td>○</td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	プレキャスト L形水路	幅、 基準高さ	初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所	○	プレキャスト U形水路	基準高さ	初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所	○	コンクリート 工	幅、厚さ、 基準高さ	初期施工段階で1箇所	○	鉄筋組立	かぶり、 中心間隔	1スパン目施工段階 で1箇所、以降構造 変更毎に1箇所	○	
工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象																			
プレキャスト L形水路	幅、 基準高さ	初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所	○																			
プレキャスト U形水路	基準高さ	初期施工段階で1箇所、 タイプ毎1箇所	○																			
コンクリート 工	幅、厚さ、 基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																			
鉄筋組立	かぶり、 中心間隔	1スパン目施工段階 で1箇所、以降構造 変更毎に1箇所	○																			
(3) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																					
2. 再生資源等の利用	1) 再生資源の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。																					
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>路盤工</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤工															
資 材 名	規 格	備 考																				
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工																				
	2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。																					
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。																					

項 目	内 容					備 考																					
	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																						
	無筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬6－1	8:00～16:30	再資源化施設業者																						
	鉄筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬6－1	8:00～16:30	再資源化施設業者																						
	アスファルト塊	(株)丹羽由	犬山市字篠平27	8:00～16:00	再資源化施設業者																						
	廃プラスチック	(株)リョクリン	日進市北新町福井182-42	8:00～17:00	再資源化施設業者																						
	汚泥	(株)リョクリン	日進市北新町福井182-42	8:00～17:00	再資源化施設業者																						
	木くず	(株)リョクリン	日進市北新町福井182-42	8:00～17:00	再資源化施設業者	追加																					
4．特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="6">工程毎の作業内容及び解体方法</td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分解解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他(構造物撤去工)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr></table> 注) ■が該当部分である。					工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他(構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分解解体等の方法																								
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
	③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
⑥その他(構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
5．土 工																											
(1) 掘削	1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て土砂仮置場へ搬出しなければならない。 2) 掘削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																										
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土の材料は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、掘削土が埋戻し及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えな																										

項 目	内 容	備 考								
6. コンクリート構造物基礎工	いよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。 4）コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1 t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。 5）コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない。 6）コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15 t以下の締固め機械（振動ローラ・ブルドーザ等）により、締固めなければならない。									
	1）コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。									
	<table><tr><th>工 種</th><th>位 置</th><th>支持力</th><th>備 考</th></tr><tr><td>水路工</td><td>U形水路</td><td>102.640kN/㎡</td><td>辻山橋</td></tr></table>	工 種	位 置	支持力	備 考	水路工	U形水路	102.640kN/㎡	辻山橋	
	工 種	位 置	支持力	備 考						
水路工	U形水路	102.640kN/㎡	辻山橋							
なお、辻山橋の確認は、発進立坑部で実施することを考えている。										
7. 既設構造物取壊し	2）基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の区間毎に1箇所確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。									
	1）既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 2）コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。 また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。									
8. 二次製品据付工	1）プレキャストU形水路の据付にあたっては、設計図のとおり、常に中心及び勾配に注意し誤差を生じないように1本毎に、中心線測量、水準測量を実施するものとする。 なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。									
	2）プレキャストU形水路の仮組み後は、継手が正しく挿入されたことを確認しなければならない。接合不良が確認された場合は、再度、仮組みを行い、継手が正しく挿入されたことを確認した上で据付するものとする。									
	3）プレキャストL形水路はトラッククレーン100 t 吊による据付を基本とする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。									
9. 復旧工	1）第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。									
	2）既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。									
	②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。									

項 目	内 容	備 考
10. 開削シールド工法 (1) 路面等沈下量測定	開削シールド工法による影響を監視するため、周辺施設等で沈下測定を行うものとするが、詳細については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。	
(2) 特許	1) 辻山橋部の施工は、次の特許を用いた工法を見込んでいる。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 特許 第3923973号（オープンシールド機） 商標登録 第4952479号（植村技研工業株式会社） 〒185-0032 東京都国分寺市日吉町2-30-7 Tel 042-577-0222(代表) FAX 042-571-1234 2) 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者が行うものとし、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 3) 受注者は、工事契約から60日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。 なお、受注者はその証明として特許実施許諾書を監督職員に提出しなければならない。 4) 受注者は、本水路の施工に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版データをオープンシールド協会の管理するインターネットサイト（http://www.open-shield.com）から入手し、施工方法等を確認し、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 なお、疑義が有る場合には、遅延なくオープンシールド協会事務局に問合せを行い、疑義を解決した後、工事に着手しなければならない。	
11. 暫定取付工	暫定取付工は、設計図面に示すとおり考えているが、流水の乱れ等が発生しないよう、丁寧に擦り付けを行うものとする。	
第11章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。	
2. 施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。	
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。	
(1) 使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	
(2) 機器等の導	1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。	

項 目	内 容	備 考
入	る。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
(3) 黒板情報の 電子的記入に 関する取扱い	1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第12章 情報化施工 技術の活用について		
1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。	
2. 定義	1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。 2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。 対象は、土工を含む工事とする。 ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICT建設機械による施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品	
3. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計	

項 目	内 容	備 考
4. 施工	画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の４～８による情報化施工技術活用工事を行うことができる。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。 情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。 1) 3次元起工測量 受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、監督職員と協議の上、情報化施工を活用する。 ア TS等光波方式を用いた起工測量 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量 エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ RTK-GNSSを用いた起工測量 2) 3次元設計データ作成 受注者は、設計図書や1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。 3) ICT建設機械による施工 受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。 ICT建設機械による施工においては、受注者は、2)で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。 ア) 3次元MC又は3次元MG建設機械 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術（MC）又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いて実施する。 ○ ICT建設機械による施工 ・MCブルドーザ、MCバックホウ ・MGブルドーザ、MGバックホウ 4) 3次元出来形管理等の施工管理 受注者は、3)による工事の施工管理において、次のア～ケから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。 ア TS等光波方式を用いた出来形管理 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理	

項 目	内 容	備 考							
5. 使用機器類	ウ UAV空中写真測量を用いた出来形管理								
	エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理								
	オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理								
	カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理								
	キ RTK-GNSSを用いた出来形管理								
	ク 施工履歴データを用いた出来形管理								
	ケ モバイル端末を用いた出来形管理								
	5) 3次元データの納品								
	4) により確認された3次元施工管理データを「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品する。								
	上記4. を実施するために使用する機器類は、受注者が調達するものとし、施工に必要なデータは、受注者が作成しなければならない。使用するソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。								
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書についても、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与する。									
なお、貸与した資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。									
	<table><tr><td></td><td>貸与資料</td></tr><tr><td>1</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務</td></tr><tr><td>2</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井高山工区他施工計画検討報告書</td></tr><tr><td>3</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部補足検討業務</td></tr></table>		貸与資料	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務	2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井高山工区他施工計画検討報告書	3	新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部補足検討業務
	貸与資料								
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務								
2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井高山工区他施工計画検討報告書								
3	新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部補足検討業務								
6. 3次元設計データ	上記4. でICT機器に入力した3次元設計データについては、監督職員に提出しなければならない。								
7. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。								
8. 情報化施工技術活用工事の費用	1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。 また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。								
第13章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合								

項 目	内 容	備 考
第14章 その他 1. 契約後VE提案	4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、本仕様書に定めのないもの 1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ①VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。 ②ただし、次の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ①受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、VE提案を契約締結の日より原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の採否等 ①発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ②また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基	

項 目	内 容	備 考
	づくものとする。 ⑤発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。	
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている	

項 目	内 容	備 考
6. ワンデーレス ポンス実施に関 する事項	期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
7. 工事の施工効 率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1）工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2）工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 4）対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5）建設コンサルタントの出席 上記7. 1）、2）、3）及び4）の会議に必要な応じて建設コン	

項 目	内 容	備 考												
8. 技術提案の履行	サルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。 6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 技術提案を行った工事については、その提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には、技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等、受注者の責めによらず履行ができない項目については、事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。													
9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> <tr> <td>H形鋼</td><td>H-300</td><td>小牧市</td></tr> <tr> <td>鋼矢板</td><td>IV型</td><td>小牧市</td></tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	H形鋼	H-300	小牧市	鋼矢板	IV型	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等												
敷鉄板	t=22	小牧市												
H形鋼	H-300	小牧市												
鋼矢板	IV型	小牧市												
10. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。													

項 目	内 容	備 考
11. 現場環境改善費	ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
	1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
	2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。	
	3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	
	計上項目	実施する内容（率計上分）
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備

項 目	内 容		備 考
12. 週休 2 日による施工		②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
	1）本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2）「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3）週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提		

項 目	内 容	備 考																											
	出する。 ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><th></th><th>4 週 8 休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①の補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。 6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4 週 8 休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.02</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td></tr></table>		4 週 8 休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	機械経費(賃料)	1.02	共通仮設費(率分)	1.02	現場管理費(率分)	1.05	名称	区分	補正係数	4 週 8 休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	撤去	1.02	構造物とりこわし工	機械	1.02	人力	1.02	
	4 週 8 休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)																												
労務費	1.02																												
機械経費(賃料)	1.02																												
共通仮設費(率分)	1.02																												
現場管理費(率分)	1.05																												
名称	区分	補正係数																											
		4 週 8 休以上																											
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02																											
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00																											
	撤去	1.02																											
構造物とりこわし工	機械	1.02																											
	人力	1.02																											
13. 週休 2 日制の促進	1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取																												

項 目	内 容	備 考
	組証明書」という。)の発行を行う工事である。 2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。] ○事業(務)所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。] ③ 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。 ○事業(務)所長 ☐その他[理由:現場閉所による月単位週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
14. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
15. 熱中症対策に	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象	

項 目	内 容	備 考
資する現場管理費の補正	とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が 30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$ ※補正係数：1.2	
16. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
17. 再生資源利用（促進）計画の現場掲示	1) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の	

項 目	内 容	備 考
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 3) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「共通仕様書第1編 1-1-22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「上記4）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	
	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
第15章 諸経費動向調査について	当該工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の調査対象工事であり、監督職員が指示する「記入要領等」に基づき「調査票」の作成を行う。 「調査票」は、工事完成後、速やかに監督職員に提出するものとする。 また、「調査票」の聴取り調査を実施する場合は、これに協力するとともに、「調査票」の根拠となった契約書等を提示するものとする。	追加
第16章 歩掛調査	本工事は、「歩掛調査」対象工事である。 なお、調査要領等は別途監督職員が指示する。	
第17章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙)

新濃尾(二期)地区

新木津用水路春日井兵田岩野工区その1工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
1. 土工					
(1)掘削工					
掘削		式	1	1	
床掘		式	1	1	
(2)掘削工	開削シールド区間				
掘進		m	18	18	
滑材及び裏込注入工		m	18	18	
機械器具損料		m	18	18	
掘進機材費		基	1	1	
(3)埋戻工					
埋戻		式	1	1	
(4)整形仕上げ工					
基面整正		m ²	214	214	
人力荒仕上げ		式	1	1	
(5)その他	開削シールド区間				
特許使用料		式	1	1	
2. 構造物撤去工					
(1)構造物撤去工					
水路コンクリート切断	t=25cm	m	14	14	
水路コンクリート切断	t=35cm, ウォールソーイング	m	10	10	
コンクリート構造物取壊し	機械施工, 無筋構造物	m3	50	70	
コンクリート構造物取壊し	機械施工, 有筋構造物	m3	13	16	
アスカーブ撤去		m	105	142	
ガードレール撤去	再利用, Gr-C-4E	m	13	0	
ネットフェンス撤去	H=1.0m	m	115	143	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m3	50	70	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m3	13	16	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	2.2	3.0	
汚泥運搬・処理	処分費	m3	0.5	0.5	
汚泥運搬・処理	運搬費	式	1	1	
廃プラスチック運搬・処理	処分費	m3	1.2	1.2	
廃プラスチック運搬・処理	運搬費	式	1	1	
(2)構造物撤去工	開削シールド区間				
コンクリート構造物取壊し	機械施工, 無筋構造物	m3	34	34	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m3	34	34	
3. 水路工					
(1)プレキャストL形水路工					
基礎コンクリート	18-8-25	m3	29	29	
型枠	基礎コンクリート	式	1	1	
底版コンクリート	21-12-25	m3	18	18	
鉄筋	底版コンクリート, D13	ton	0.430	0.430	
プレキャストL形水路		m	18.0	18.0	
止水板	塩化ビニル製, CF300×7mm	m	3.4	3.4	
反応接着型止水材	パチコロM製, 15×30	m	36.1	36.1	
水膨張性止水材	加硫ゴム, 15×20	m	39.0	39.0	
水膨張性止水材	加硫ゴム, V型, 15×14	m	136.4	136.4	
伸縮目地	ゴム発泡体, t=10	m ²	16	16	
シール材	20×20	m	3.4	3.4	
(2)プレキャストU形水路工	開削シールド区間				
プレキャストU形水路		m	19.0	19.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
(3)目地モルタル工	開削シールド区間				
目地工		m	465.1	465.1	
モルタル工		個	114	114	
水膨張性止水材	加硫ゴム, 15×20	m	41.7	41.7	
伸縮目地	ゴム発泡体, t=10	m ²	16	16	
シール材	20×20	m	3.4	3.4	
シール材	20×22	m	39.0	39.0	
(4)空伏工	開削シールド区間				
空伏工	発進立坑部	m	0.5	0.5	
空伏工	到達立坑部	m	0.5	0.5	
(5)水抜き工					
ウィープホール (L形水路底版)	φ 75×L200, 目皿付き	箇所	1	1	
サイドドレーン	暗渠排水材, 全透水型, 平面系, B300×t30	m	72.2	72.2	
アンダードレーン	350×400, 単粒度砕石4号	m	36.1	36.1	
吸出し防止材	t=10	m ²	40	40	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU φ 75	m	5.8	5.8	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	φ 75, チーズ	個	1	1	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	φ 100×75, チーズ	個	2	2	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	φ 100, キャップ	個	2	2	
4. 付帯工					
(1)暫定取付工	上流側				
コンクリート	18-8-25	m ³	8.0	8.0	
(2)暫定取付工	下流側				
コンクリート	18-8-25	m ³	5.4	5.4	
大型土のう	設置, 仮締切より流用	袋	10	10	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
(3)仮設フェンス設置					
仮設フェンス		m	0	143.2	
5. 復旧工					
(1)安全施設復旧工					
ガードレール復旧	再利用, Gr-C-4E	m	13	0	
6. 仮設工					
(1)薬液注入工					
薬液注入工(注入施設据付・解体)		現場	1	1	
薬液注入工(二重管ストレーナー工法)	30° 以内	本	130	130	
薬液注入工(二重管ストレーナー工法)	30° 以上	本	144	144	
水道使用料		m3	0	195	
(2)仮設水路工	上流側				
高密度ポリエチレン管：上流仮締切	設置～撤去, 貸与品, φ 1100, ダブル構造	m	16.0	0	
高密度ポリエチレン管積込・荷卸	φ 1100	m	16.0	0	
高密度ポリエチレン管継手消耗品	φ 1100, パッキン・クリアシート	個	3	0	
高密度ポリエチレン管：上流仮締切	設置～撤去, 貸与品, φ 800 ×2, ダブル構造	m	0	32.0	
高密度ポリエチレン管積込・荷卸	φ 800	m	0	32.0	
高密度ポリエチレン管継手消耗品	φ 800, パッキン・クリアシート	個	0	6	
(3)仮設水路工	下流側				
高密度ポリエチレン管：下流仮締切	設置～撤去, 貸与品, φ 1100, ダブル構造	m	17.0	0	
高密度ポリエチレン管：下流仮締切(水路内進入路)	設置～撤去, 貸与品, φ 1100, ダブル構造	m	38.0	0	
高密度ポリエチレン管積込・荷卸		m	38.0	0	
高密度ポリエチレン管継手消耗品	φ 1100, パッキン・クリアシート	個	13	0	
高密度ポリエチレン管：下流仮締切(U形水路施工時)	設置～撤去, 貸与品, φ 800 ×2, ダブル構造	m	0	28.0	
高密度ポリエチレン管：下流仮締切(L形水路施工時)	設置～撤去, 貸与品, φ 800 ×2, ダブル構造	m	0	44.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
高密度ポリエチレン管積込・荷卸	φ 800	m	0	72.0	
高密度ポリエチレン管継手消耗品	φ 800, パッキン・クリアシート	個	0	14	
(4)仮締切工	上流側				
大型土のう	製作～設置～撤去	袋	73	73	
盛土		m3	196	195	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m ²	0	108	
(5)仮締切工	下流側				
大型土のう	製作～設置～移設	袋	20	20	
大型土のう	撤去	袋	10	10	
盛土	(U形水路施工時)	m3	281	271	
盛土(水路内進入路部)		m3	503	0	
盛土	(U形・L形水路施工時)	m3	0	373	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m ²	262	0	
敷鉄板	(U形水路施工時)設置～賃料～撤去, t=22	m ²	0	225	
敷鉄板	(U形・L形水路施工時)設置～賃料～撤去, t=22	m ²	0	273	
(6)仮設土留工	上流側				
油圧式杭圧入機（硬質地盤クリア工法）据付・解体	【圧入】到達立坑（下流）, 左右岸	式	1	1	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	【引抜】到達立坑（下流）	式	1	1	
鋼矢板	到達立坑（下流）, 設置, IV型, L=11.0m（賃料）	枚	20	0	
鋼矢板	到達立坑（下流）, 設置, IV型, L=11.0m（購入：存置）	枚	4	23	
鋼矢板	左右岸, 設置, IV型, L=11.0m（購入：存置）	枚	9	53	
鋼矢板	左右岸, 設置, IV型, L=12.0m 切断（貸与品：存置）	枚	33	0	
鋼矢板	左右岸, 設置, IV型, L=11.0m（貸与品+整備：存置）	枚	0	19	
鋼矢板	撤去, IV型, L=11.0m	枚	20	0	
(7)仮設土留工	下流側				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
油圧式杭圧入機（硬質地盤クリア工法）据付・解体	【圧入】発進立坑（上下流），左右岸	式	1	1	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	【引抜】発進立坑（上下流），左右岸	式	1	1	
鋼矢板	発進立坑（上流），設置, IV型, L=12.5m（賃料）	枚	24	0	
鋼矢板	発進立坑（上流），設置, IV型, L=12.5m（購入：存置）	枚	0	23	
鋼矢板	発進立坑（下流），設置, IV型, L=12.5m（賃料）	枚	24	20	
鋼矢板	発進立坑（下流），設置, IV型, L=12.5m（購入：存置）	枚	0	3	
鋼矢板	左右岸，設置, IV型, L=12.5m（賃料）	枚	46	46	
鋼矢板	左右岸，設置, IV型, L=12.0m（賃料）	枚	48	30	
鋼矢板	左右岸，設置, IV型, L=12.0m（貸与品：存置）	枚	24	0	
鋼矢板	左右岸，設置, IV型, L=12.0m（貸与品+整備：存置）	枚	0	21	
鋼矢板	発進立坑（下流），設置, IV型, L=12.0m（購入：存置）	枚	0	21	
鋼矢板	撤去, IV型, L=12.0m	枚	142	96	
頭部溶接	頭部50cm	m	47	46	
鋼矢板切断	頭部50cm	m	38	37	
鋼矢板	頭部50cm（不足弁償金）	枚	94	66	
（8）仮廻し水路工					
工事用水中ポンプ	常時排水, φ150×2	箇所	1	1	
排水ホース	設置・撤去, φ150	m	140.0	240.0	
排水ホース	損料, φ150	m	140.0	240.0	
（9）仮設備工	開削シールド工法				
基礎工	発進部	箇所	1	1	
基礎工	到達部	箇所	1	1	
支圧壁工	発進部（設置・撤去）	箇所	1	1	
坑口工	発進部	箇所	1	1	
坑口工	到達部	箇所	1	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
開削シールド機組立据付工	発進部	箇所	1	1	
開削シールド機解体撤去工	到達部	箇所	1	1	
開削シールド機受台工	発進部（設置・撤去）	箇所	1	1	
油圧機器工（元押し設備）	発進部（設置・撤去）	箇所	1	1	
油圧機器工（シールド機）	発進部（設置）、到達部（撤去）	箇所	1	1	
鏡切り工	発進部	箇所	1	1	
鏡切り工	到達部	箇所	1	1	
押切ストラット工	発進部（設置・撤去）	箇所	1	0	
押切ストラット工	発進部（設置～賃料～撤去）	箇所	0	1	
（１０）水替工					
工事用水中ポンプ	作業時排水，φ 50	箇所	1	1	
工事用排水ポンプ	現場湛水時，φ 200（稼働1日，期間94日）	箇所	0	1	
工事用排水ポンプ	現場湛水時，φ 100（稼働4日，期間134日）	箇所	0	2	
水路内清掃	現場湛水時	日	0	4	
（１１）電力設備工					
受電設備		式	1	1	
分電設備		式	1	1	
（１２）安全費					
交通誘導警備員		人	163	289	
（１３）大手仮置場整備工					
仮囲い撤去工		m	0	73.8	
仮囲い設置工		m	0	5.4	
場内整備工		m ²	0	486	
7. その他					
（１）建設機械（及び仮設材）運搬					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
分解・組立・運搬	トラッククレーン100t吊,U形水路据付時	式	1	1	
分解・組立・運搬	トラッククレーン100t吊,L形水路据付時	式	0	1	
特殊建設機械輸送	油圧式圧入引抜機〔硬質地盤専用排3〕,往復	式	1	1	
特殊建設機械輸送	油圧式圧入引抜機〔硬質地盤専用排3〕,往復,追加	式	0	1	
仮設材輸送	敷鉄板,往復	式	1	1	
仮設材輸送	鋼矢板(賃料),往復	式	1	1	
仮設材輸送	鋼矢板(貸与品),往	式	1	1	
仮設材輸送	鋼矢板(貸与品:整備):往復	式	1	1	
仮設材輸送	鋼材(押切ストラット:賃料),往復	式	1	1	
発生品運搬	ネットフェンス	式	1	1	
発生品輸送	鋼矢板(頭部50cm)	式	1	1	
発生品輸送	鋼材(支圧壁)	式	1	1	
発生品輸送	鋼材(受台)	式	1	1	
発生品輸送	鋼材(押切ストラット)	式	1	1	
官貸品運搬	高密度ポリエチレン管φ1100,往復	式	1	1	
官貸品運搬	高密度ポリエチレン管φ800,往復	式	1	1	
開削シールド機輸送	往復	式	1	1	
開削シールド機積卸し	基地積込・荷下し	式	1	1	
(2)準備					
木くず運搬・処理		m3	0	5	
(3)安全管理					
仮設フェンス	設置,H=1.8m(存置)	m	124.2	0	
仮設フェンス	設置,H=1.8m(設置)	m	0	172.8	
仮設フェンス	設置,H=1.8m(撤去)	m	0	172.8	
架空線防護工		式	0	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
ガス管防護工		式	0	1	
(4) 役務					
電力基本料金		式	1	1	
水道基本料金		式	0	1	
(5) 技術管理					
平板載荷試験	50kN	回	1	1	
現場透水試験	ケーシング工法	回	1	1	
間接工事費等諸経費動向調査		式	0	1	
歩掛調査		式	0	1	
(6) 営繕					
現場環境改善費		式	0	1	
(7) 一括計上価格					
開削シールド機仮組費		式	1	1	
上水設置撤去費		式	0	1	